



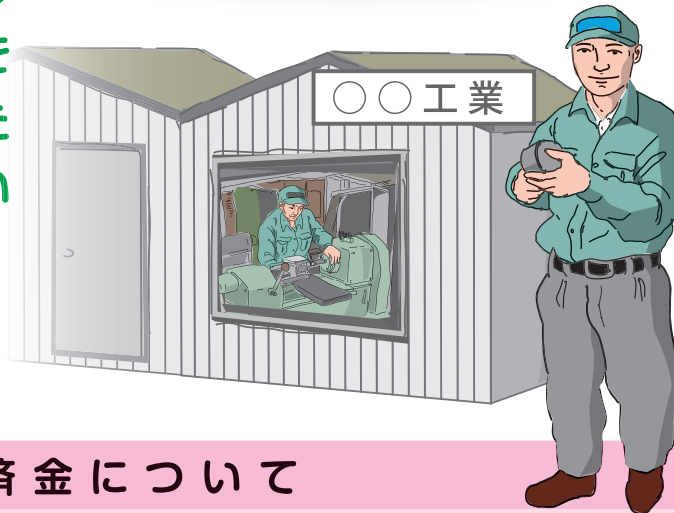
休業対応応援共済

は事業所の事業再開を応援する共済です。

店舗、作業場、事務所等の事業用建物が、地震、津波、台風、雪災をはじめ火災等の災害により全損もしくは一部損の損害を受けた結果、事業が完全に休止した場合に休業日数に応じて共済金をお支払いします。

(注)休業日数は約定日数を限度とし、共済の対象建物の損害状況から事業活動を完全に休止せざるを得ないと認められる期間を超えないものとします。なお、全損の場合は約定日数に応じて共済金をお支払いします。

幅広い安心をご提供いたします。



お支払いする共済金について

全損応援共済金 **3,000万円** 限度 (注1)

一部損応援共済金 **1,500万円** 限度 (注1)(注2)

ご契約者様の粗利益日額(前年度実績)を基に定める「約定日額」(注3)と「休業日数」(注4)に応じてお支払いします。(注5)(注6)(注7)

- (注1) 建物の構造、新耐震設計基準の有無、業種や事業規模によって、全損応援共済金は1,000万円限度、一部損応援共済金は500万円限度となります。
- (注2) 一部損応援共済金は、事業再開のため、事故日からその日を含めて連続して4日以上(定休日を除く)休止した場合にお支払いします。
- (注3) 約定日額とは、1日あたりの粗利益額の70%以内で算出した金額で、1万円単位で設定します。
- (注4) 全損応援共済金は、約定日数に応じてお支払いします。
- (注5) 全損応援共済金は全損認定日、ならびに事故日から3か月経過後に事業再開に向けた意思確認および事業再開の事実(計画を含む)を確認後にお支払いします。
- (注6) 一部損応援共済金は、事業再開に向けた意思確認、事業再開の事実を確認した後にお支払いします。
- (注7) 一部損応援共済金では、仮設店舗で事業再開した後に、損害を受けた建物で事業再開した場合、仮設店舗で事業活動した日数は休業日数に含めた取扱いとなります。



共 済 期 間

共済期間は1年で共済掛金の振替日の属する月の初日(共済期間開始の日)の午後4時から翌年の応当日の午後4時までとします。

キャッシュレス

共 済 掛 金 の 払 込 方 法

共済掛金の払込方法は、年一括払いかつご指定の金融機関の口座からの引落としとなります。

共 済 金 を お 支 払 い す る 主 な 事 由

次のいずれかに該当する災害によって対象となる建物が損害を受けた結果、事業活動が完全に休止したために生じた損失に対して共済金をお支払いします。



ここが新しい!



共 済 金 の お 支 払 い 例

約定日額 3万円 全損約定日数 150日 一部損約定日数 60日の場合 (休業日数50日)

全損応援共済金 3万円×150日 = **450万円**

一部損応援共済金 3万円×50日(注) = **150万円**

(注)一部損応援共済金は休業日数分(約定日数限度)お支払いします。

共 済 掛 金 の 計 算 方 法

1. 約定日額の設定

約定日額 (A) 万円 = 粗利益額(年間)÷営業日数×0.7以内

- ・約定日額は四捨五入して1万円単位で設定します。
- ・営業日数には半日営業や短時間営業も含めます。

2. 構造級別(a級・b級)を判定

3. 全損約定日数と一部損約定日数の設定

全損約定日数(90~180日の間で10日刻み)、一部損約定日数(30日、60日、90日のいずれかの日数)それぞれ設定します。

4. 共済掛金の算出

共 済 掛 金

= 約定日額1万円あたりの共済掛金(注)× (A) 万円

(注) 2. 3. に基づいた共済掛金